

## 前回の検討会における指摘・意見等の要約

(実際の委員の御発言を要約して掲載しております。)

- 1 産業廃棄物は、排出事業者責任となっているが、幾ら排出したとしても、不法投棄などの不適正処理をせず、適正に処理さえすれば何も問題ないはずで、産廃を排出すること自体を悪とすることには疑問を持っている。  
一方、現実では、住民同意や流入抑制が行われており、処分場が確保しにくい状況にあり、産業界からも公共関与の処分場に対する強い要望がある。公共関与の処分場を確保するためであれば、何らかの事業者からの協力というものがあってもよいし、その一つの手法として税も十分想定し得る。(高橋委員)
- 2 産業廃棄物については、企業は熱心に減量化や資源回収をすでに進めており、それを応援する仕組みとして税を導入するのであれば、それは国税だという気がする。(高橋委員)
- 3 不法投棄の原状回復に充当するための税には絶対反対。電子マニフェストを使って完全に管理している人が、不法投棄の原状回復費を出すということの因果関係が説明できない。(高橋委員)
- 4 課税により海外への廃棄物が移動して国内が減るということは、事業がなくなり雇用が減ることになる。究極の産業廃棄物対策が、産業の空洞化というのは、いかがなものかよく考えた方がよい。(高橋委員)
- 5 税の検討会を立ち上げると、なぜ課税するのかという議論が出てきて、なかなかまとまらない。せっかく中央環境審議会の意見具申で、「リサイクル等の技術開発支援、適正な処理施設の立地促進のための周辺環境の整備などの手段」を目的とすると言っているのであれば、そこをスタートにして議論すべきだ。(碓井委員)
- 6 不法投棄の処理費用について全体をどういう仕組みで、誰がどういう割合で負担すべきかという議論は、本検討会では議論できないので、別途検討すべき話と思う。(小早川座長)
- 7 排出量は全然変わらないか、多少増えているのに、受け皿である最終処分場は危機的な状況になっているので、優良な業者もそうでない業者も、どこへ持って行ってよいか右往左往している。さらに、処理費も上昇しているので、排出事業者が支払うコストと、現場で支払わなければならないコストと

の間にギャップも生じている。このような非常に病的な状況にあると思う。

したがって、何らかの形で財源を確保して最終処分場の確保を早急にしなければならない。その財源確保のために産廃税を全面的に等有するという明確な目的が定まっていれば、皆納得すると思う。課税の目的を明確にし、税を目的税と位置づけ、排出事業者責任に基づく課税をすべきである。(大塚委員)

- 8 課税回避行動をいかに防ぐかが重要であるが、無くなりほしくないのも、それは割り切って、別の措置を講ずる必要がある。全国的な取組にしなければ、課税しない県に廃棄物が誘導される。(大塚委員)
- 9 排出抑制については、1990年比で2001年までに25%まで、2005年までに35%にするという目標を立てていたが、2003年にはもう達成している。企業が努力すれば排出抑制はできるので、ペナルティーを課すという考え方をやめて、企業のやる気を応援する仕組みがよい。(高橋委員)
- 10 廃棄物には排出しても問題のない廃棄物や、例えば医療系の廃棄物など環境上配慮しなければならないものもある。そこに、一律トン1000円を課税するというのは、荒っぽい手法である気がする。(高橋委員)
- 11 北九州市は、3億円の税収を見込んでいるが、資源化技術に関する研究開発費に対する支援として約7,000万円、エコタウンの立地企業に対する助成に約1億4,000万円、廃棄物処理と市民とが共生できるような町づくりに約9,000万円使っていきたい。(大庭委員)
- 12 税の目的は財源確保を大きな柱にしている。将来的には10億ぐらいを予定しているが、実際どの程度税収が増えていくかを見極めながら、考えていきたい。(大庭委員)
- 13 課税の目的に、リサイクルの促進と最終処分場の立地促進をきちんと明示すべきである。副次的に発生抑制の効果も期待できるという程度の表現では反対しないが、メインの目的はその2つだと思う。(碓井委員)
- 14 川上段階で課税するか、川下段階にするのかで、仕組みは大分違ってくるが、仮に川上で課税した場合には、地方公共団体間で集めた税収を移転する仕組みも考えていくべきである。(碓井委員)
- 15 企業の発生・排出抑制のやる気といっても、建前と本音があり、立派な環境計画等を立てても、そのしわ寄せが往々にして下請の方に押し寄せる。中小企業に対してどう対応していくかを政策的に考えなければならない。排出事業者と処理業者両方を含めての構造改革はやはり必要で、税の導入にあたっては合理的な方法であって、かつ公平性を確保しなければならない。

- 1 6 トン当たり 1,000 円という処理料金については、三重県が最初に導入したことによって、ある意味標準化されている。地域差を設けると逆に問題があると思う。(大塚委員)
- 1 7 施設の立地が進まない理由を今一度洗い出すべきである。県独自の規制の是正も課税と並行で行ってほしい。(大塚委員)
- 1 8 産業界も税を何でもかんでも否定しているわけではない、何故税ありきという議論なのかというところを問題にしている。税が何に効くのか、補助金はどうか、課徴金はどうかの整理がなく、税はどれにも効果があるから導入しますという議論には産業界はついていけない。一番の問題は最終処分場の確保であるが、税収の用途については、どうすれば政策手段として目的が実現するのかの道筋が分からない。もし明確な道筋ができれば、協力する企業も十分出てくると思う。(高橋委員)
- 1 9 これまでの議論のいきさつは、排出地域と最終処分を引き受け入れざるを得ない地域との立場の違いが出発点であった。本日皆さんが強調されていた「何のための税」という整理はもちろん重要だが、これまでの議論の積み重ねで、大体見えてきた。(小早川座長)
- 2 0 税の直接の効果としての排出抑制には一定の限界があり、それだけを振りかざして税を位置づけるのは慎重さを欠くところがある。目的そして廃棄物処理システムが今抱えている問題としては、処理施設の確保と、リサイクルの促進である。その政策目的と手段との関係がきちんと提示された上で、それに必要な行政コストはどれだけで、そのために一般税ではなく目的税として何らかの税を考えるという筋道でなければ、税を負担する側を説得できないと思う。(小早川座長)
- 2 1 全国的に一定のスタンダードがあった方がいいという意見もあったが、国の地方税又は国税として法定化するのがよいのか、課税自主権に委ねた方がいいのか、そこまでは議論できない。(小早川座長)